

昭和五十八年三月一日受領
答 弁 第 六 号

(質問の 六)

内閣衆質九八第六号

昭和五十八年三月一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出自衛隊沖縄地方連絡部の違法入居に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員瀬長亀次郎君提出自衛隊沖縄地方連絡部の違法入居に関する質問に対す

る答弁書

一から七までについて

御質問の件に関しては、現在、沖縄総合リース株式会社及び共光建設株式会社から、那覇市長が行った港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十条の二第一項の規定に基づく用途変更命令の取消しを求める審査請求が運輸大臣に対してなされているところであり、答弁することとは差し控えたい。

右答弁する。